

イ 原料処理施設	ロ 湤煮施設	ハ 洗浄施設
十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 水洗式脱臭施設	ロ 洗浄施設
十九 紡織業又は織維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ まゆ湯煮施設	イ 原料浸せき施設
二十 副産処理施設	ハ 原料浸せき施設	ロ 濁式バーカー
二十一 漂白機及び漂白そうとう	ニ 精練機及び精練そう	ハ 碎木機
二十二 染色施設	ホ ホンケット機	ニ 蒸解施設
二十三 葉液浸透施設	ト ハニタチ	トリスホーリス
二十四 のり抜き施設	ト ホーリス	ル 廃ガス洗浄施設
二十五 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト リンガム	ル 滅菌施設
二十六 洗毛施設	ト フィルム	ル 遠心分離機
二十七 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ハ 硫酸製造施設のうち、亞硫酸ガス冷却洗浄施設
二十八 洗化炭施設	ト ハニカル	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
二十九 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
三十 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ハ 青酸製造施設のうち、反応施設
三十一 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ニ よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設
三十二 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	ト ハニカル	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設
三十三 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	トリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
三十四 湿式バーカー	ト ハニカル	ヌ 廃ガス洗浄施設
三十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ル 濁式集じん施設
三十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
三十七 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト ハニカル	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設

二十三の一 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 自動式フィルム現像洗浄施設	ロ 廃ガス洗浄施設
二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	ル 濁式集じん施設
二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ 分離施設	ハ カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ 水洗式破碎施設	ニ コール蒸りゆう施設
二十七 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ 廃ガス洗浄施設	ホ アクリル酸エチル製造施設のうち、蒸りゆう施設
二十八 湿式バーカー	ロ 水洗式集じん施設	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
二十九 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	ロ 塩水精製施設	ハ クロロブレンモノマー洗浄施設
三十 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ 電解施設	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
三十一 湿式バーカー	ロ 静置分離器	ニ アクリル酸エチル製造施設のうち、蒸りゆう施設
三十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
三十三 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ハ クロロブレンモノマー洗浄施設

三十四 湿式バーカー	ロ 静置分離器	ハ カードミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
三十五 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
三十六 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ホ 廃ガス洗浄施設
三十七 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ハ 遠心分離機
三十八 塩水精製施設	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ニ カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
三十九 塩水精製施設	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
四十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ハ 青酸製造施設のうち、反応施設
四十一 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ニ よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設
四十二 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設
四十三 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	トリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
四十四 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ヌ 廃ガス洗浄施設
四十五 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ル 濁式集じん施設
四十六 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ハ カードミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
四十七 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
四十八 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ホ 廃ガス洗浄施設
四十九 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ロ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ハ 遠心分離機

イ 原料処理施設
ロ 蒸りゆう施設
ハ 遠心分離機
ニ ろ過施設

三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設

ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 廃ガス洗浄施設

三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 縮合反応施設

ロ 水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 静置分離器

ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設

ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設

チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
リ 廃ガス洗浄施設

ヌ 湿式集じん施設

三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 脱水施設

ニ ハ 水洗施設
ニ ラテックス濃縮施設
ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 蒸りゆう施設
ロ 分離施設
ハ 廃ガス洗浄施設

三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 廃酸分離施設
ロ 廃ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設
ロ 分離施設
ハ ろ過施設
ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソ・プロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設

リ ニー エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設

ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

オ ノルマルバラファイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱臭施設

ロ 脱臭施設

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 抽出施設

四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 石灰づけ施設

ハ 洗浄施設

四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 脱水施設

四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化學工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの

イ 水洗施設

ロ ろ過施設

ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設

ニ 霧ガス洗浄施設

四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの

イ 動物原料処理施設

ロ ろ過施設

ハ 分離施設

ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混含するものに限る。以下同じ。）

ホ 霧ガス洗浄施設

四十八 火薬製造業の用に供する混合施設

四十九 農薬製造業の用に供する混合施設

五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱塩施設

ロ 原油常圧蒸りゆう施設

ハ 脱硫施設

ニ 抑発油、灯油又は軽油の洗浄施設

ホ 潤滑油洗浄施設

五十二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴ

ム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

五十三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設

五十四 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 石灰づけ施設

ハ タンニンづけ施設

ホ 染色施設

ニ クロム浴施設

ホ 研磨洗浄施設

ニ 廉ガス洗浄施設

イ 抄造施設

ロ 成型機

ホ 水養生施設（蒸氣養生施設を含む。）

五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

五十八 窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設

ハ 酸處理施設

五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設

ハ 脱水施設

ニ 脱硫施設

ホ 脱水施設

ニ 脱水施設

五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設

六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

ロ ガス冷却洗浄施設

ハ 圧延施設

ニ 烧入れ施設

ホ 湿式集じん施設

イ 還元そう

ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）

ニ 水銀精製施設

ホ 廉ガス洗浄施設

ヘ 湿式集じん施設

イ 焼入れ施設

ニ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

ホ 電解式洗浄施設

ニ 水銀精製施設

ホ 廉ガス洗浄施設

ニ ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

ホ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）

六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第一条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立メートル未満の事業場に係る

ものを除く。)

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めつき施設

六十六の二 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十
八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）を
いう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ やう房施設

ロ 洗たく施設

ハ 入浴施設

ハ 入浴施設

六十六の三 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第
百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）

六十六の四弁当出屋又は弁当製造業の用に供するやう房
施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係
るものを除く。）

六十六の五 飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるもの
を除く。）に設置されるやう房施設（総床面積が四二〇平
方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その
他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号
に掲げるものを除く。）に設置されるやう房施設（総床面
積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他
これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は
客にダンスをさせるものに設置されるやう房施設（総床
面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを
除く。）

六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設

六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施
設

六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で

病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつ
て、次に掲げるもの

イ やう房施設

ハ 入浴施設

六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律
第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置
される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るもの
に限る。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

六十九の三 地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定
するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二
十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に
設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係る
ものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未
満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

七十 廉油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する
法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第三条第十四号に
規定するものをいう。）

七十一 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十
六年法律第二百八十五号）第七十七条に規定するものをい
う。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面
積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号
に掲げるものを除く。）

ロ 廉棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十
二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン
による洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン
の蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項
の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五
〇〇人以下のし尿処理槽を除く。）

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出さ
れるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除
く。）

七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に
関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で總理
府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する

施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に
関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一
項に規定するものをいう。）である焼却施設

七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のう
ち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十
六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号ま
で、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若し
くは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処
理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃
棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第四項ただ
し書の規定により同項本文の許可を受けることを要しな
い者及び同法第十四条の四第四項ただし書の規定により
同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をい
う。）が設置するもの

ロ 廉棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十
二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン
による洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン
の蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項
の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五
〇〇人以下のし尿処理槽を除く。）

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出さ
れるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除
く。）